



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 3 月 30 日 (月曜日) 号外 第 8 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

	頁		頁
病院局企業管理規程			
○病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程	2	改正する規則	16
○宮崎県病院事業職員人事評価実施規程の一部を改正する企業管理規程	3	○市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	16
○病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程	3	○県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則	16
人事委員会規則		○宮崎県教育委員会が行う県統計調査等に関する宮崎県統計条例施行規則	17
○宮崎県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	6	○宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則	17
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	6	教育委員会訓令	
○職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則	8	○高校総体推進課設置規程を廃止する訓令	18
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	9	○職員服務規程の一部を改正する訓令	18
○へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	9	○宮崎県教育庁等職員倫理規程の一部を改正する訓令	18
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	9	○県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令	19
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	10	○宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	19
教育委員会規則		教育長訓令	
○県教育庁職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	11	○宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令	22
○宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則	11	公安委員会規則	
○県立図書館管理規則の一部を改正する規則	11	○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	23
○県立美術館管理規則の一部を改正する規則	11	○宮崎県放置違反金に係る収納等に関する規則の一部を改正する規則	24
○宮崎県総合博物館管理運営規則の一部を改正する規則	12	公安委員会公告	
○県立西都原考古博物館管理規則の一部を改正する規則	12	○警備員等の検定の実施について (2 件)	27
○宮崎県埋蔵文化財センター管理規則の一部を改正する規則	12	監査委員告示	
○県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則	13	○宮崎県監査事務局の組織に関する規程の一部を改正する告示	28
○県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則	13	○宮崎県監査基準の公表	29
○県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則	13	代表監査委員訓令	
○県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則	14	○宮崎県監査事務局処務規程の一部を改正する訓令	32
○県立宮崎海洋高等学校実習船乗組員の職の設置に関する規則	14	監査委員公告	
○職員の被服貸与規則の一部を改正する規則	15	○監査結果の公表	32
○県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を		○監査結果に基づき講じた措置の公表	32
		○包括外部監査の結果に関する報告の公表	32
		選挙管理委員会規程	
		○宮崎県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	32
		選挙管理委員会告示	
		○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数	33

○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数.....33

海区漁業調整委員会指示
○漁業法に基づく指示.....33

病院局企業管理規程

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和2年3月30日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第9号

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程

病院局組織規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正前 (Before Amendment) and 改正後 (After Amendment). Each column contains a table of hospital departments and their associated medical units. The 'Before' table lists departments like '医療管理部' and units like '医療情報科', '医療連携科', '医療安全管理科', '感染管理科', '地域医療科'. The 'After' table shows changes, such as the addition of '医療安全管理科' and '感染管理科' to the '医療管理部' of Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital.

(県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の分掌事務)
第6条 [略]
2 前条に規定する医療管理部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。
医療情報科 [略]
医療連携科
(1) 他の医療機関等との連携の推進に関すること。
医療安全管理科 [略]
[略]
3~10 [略]
(病院の職員の職)
第10条 次の表の左欄に掲げる病院に、それぞれ同表の右欄に掲げ

(県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の分掌事務)
第6条 [略]
2 前条に規定する医療管理部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。
医療情報科 [略]

医療安全管理科 [略]
[略]
3 前条に規定する患者支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。
(1) 他の医療機関等との連携の推進に関すること。
(2) 患者の入退院支援に関すること。
(3) 患者相談に関すること。
4~11 [略]
(病院の職員の職)
第10条 次の表の左欄に掲げる病院に、それぞれ同表の右欄に掲げ

る職を置く。

病院	職
県立宮崎病院、 県立延岡病 院及び県立日 南病院	院長 副院長 事務局長 事務次長 課長 センター長 主任部長 (医療管理部、診療部 及びセンターの各科に限る。) 部長 (医療 管理部、診療部及びセンターの各科に限る。) 医長 副医長 技師長 (診療部リハビリ テーション科、放射線科及び臨床検査科に限 る。) 管理栄養士長 薬剤部長 副薬剤部 長 主任 (診療部リハビリテーション科、放 射線科、臨床検査科及び栄養管理科並びに薬 剤部に限る。) 看護部長 副看護部長 看 護師長

(病院の職員の職務)

第11条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定め
るとおりとする。

職	職務
[略]	
課長	[略]
主任部長	[略]
[略]	

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県病院事業職員人事評価実施規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和2年3月30日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第10号

宮崎県病院事業職員人事評価実施規程の一部を改正する企業管理規程

宮崎県病院事業職員人事評価実施規程 (平成28年宮崎県病院局企業管理規程第6号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 職員の人事評価については、地方公務員法 (昭和25年法律 第261号) に定めるもののほか、この規程の定めるところによる 。 第9条 [略]	(趣旨) 第1条 職員の人事評価については、地方公務員法 (昭和25年法律 第261号。以下「法」という。) に定めるもののほか、この規程 の定めるところによる。 <u>(会計年度任用職員の人事評価)</u> 第9条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の人事評 価については、この規程の規定にかかわらず、その職務の性質等 を考慮して、別に定める。 第10条 [略]

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和2年3月30日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第12号

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程

病院局財務規程 (平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(請求書による原則)</p>	<p>(請求書による原則)</p>
<p>第46条 経費の支出は、債権者の請求書の提出を受けてしなければならない。ただし、次に掲げるもの及び経費の性質により請求書を提出させることが適当でないと認められるものについては、これによらないことができる。</p>	<p>第46条 経費の支出は、債権者の請求書の提出を受けてしなければならない。ただし、次に掲げるもの及び経費の性質により請求書を提出させることが適当でないと認められるものについては、これによらないことができる。</p>
<p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(1)～(5) [略]</p>
<p>(6) 賃金</p>	
<p>(7)・(8) [略]</p>	<p>(6)・(7) [略]</p>
<p>(資金前渡できる経費の指定)</p>	<p>(資金前渡できる経費の指定)</p>
<p>第47条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金の前渡ができる経費は、次のとおりとする。</p>	<p>第47条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金の前渡ができる経費は、次のとおりとする。</p>
<p>(1)～(8) [略]</p>	<p>(1)～(8) [略]</p>
<p>(9) 賃金</p>	
<p>(10)～(18) [略]</p>	<p>(9)～(17) [略]</p>
<p>(資金前渡職員)</p>	<p>(資金前渡職員)</p>
<p>第48条 給与及び賃金は、別に定めるものを除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職員に前渡する。ただし、当該職員が事故その他の理由により事実上その者の責任をもって事務を処理することができない場合は、支出命令者の指定した職員に前渡する。</p>	<p>第48条 給与は、別に定めるものを除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職員に前渡する。ただし、当該職員が事故その他の理由により事実上その者の責任をもって事務を処理することができない場合は、支出命令者の指定した職員に前渡する。</p>
<p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(1)・(2) [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(資金前渡請求書の提出)</p>	<p>(資金前渡請求書の提出)</p>
<p>第49条 支出命令者は、職員に資金を前渡しようとするときは、当該職員から資金前渡請求書を提出させなければならない。ただし、給与、賃金については、この限りでない。</p>	<p>第49条 支出命令者は、職員に資金を前渡しようとするときは、当該職員から資金前渡請求書を提出させなければならない。ただし、給与については、この限りでない。</p>
<p>(前渡資金の精算)</p>	<p>(前渡資金の精算)</p>
<p>第52条 資金の前渡を受けた者は、事務完了後又は帰庁後7日以内に資金前渡精算書に關係書類を添えて精算しなければならない。ただし、給与及び報償費（物品の購入に係る経費を除く。）並びに賃金（以下この項において「給与等」という。）で資金前渡額に対して精算額が同額であるものについては、当該給与等を支給された者から受領印を徴した書類（やむを得ない理由により当該給与等を支給された者から受領印に代えて受領の署名を徴した場合は、当該受領の署名を徴した書類）に支払を完了した旨を記載し、記名押印して所属長の検印を受けて精算とする。</p>	<p>第52条 資金の前渡を受けた者は、事務完了後又は帰庁後7日以内に資金前渡精算書に關係書類を添えて精算しなければならない。ただし、給与及び報償費（物品の購入に係る経費を除く。以下この項において「給与等」という。）で資金前渡額に対して精算額が同額であるものについては、当該給与等を支給された者から受領印を徴した書類（やむを得ない理由により当該給与等を支給された者から受領印に代えて受領の署名を徴した場合は、当該受領の署名を徴した書類）に支払を完了した旨を記載し、記名押印して所属長の検印を受けて精算とする。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(貸付け)</p>	<p>(貸付け)</p>
<p>第 157条 物品管理者は、その所管に属する物品を事業の目的に添う場合又は事業に支障がない場合に限り、適正な価格で貸し付けることができる。ただし、公益上必要があるときは、無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。</p>	<p>第 157条 物品管理者は、その所管に属する物品を事業の目的に<u>添</u>う場合又は事業に支障がない場合に限り、適正な価格で貸し付けることができる。ただし、公益上必要があるときは、無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。</p>
<p>(担保の提供の手続)</p>	<p>(担保の提供の手続)</p>
<p>第 178条 [略]</p>	<p>第 178条 [略]</p>
<p>2～6 [略]</p>	<p>2～6 [略]</p>
<p>7 指名債権を担保として提供しようとする者は、民法（明治29年法律第89号）第 364条第 1 項の措置をとった後、その指名債権の証書及び第3債務者の承諾を証明する書類を収入徴収者に交付するものとする。</p>	<p>7 <u>債権（現に発生していないものを含む。以下この項において同じ。）</u>を担保として提供しようとする者は、民法（明治29年法律第89号）第 364条第 1 項に規定する質権の設定の通知又は<u>第三債務者の承諾の取得の措置</u>をとった後、その<u>債権の証書又は第三債務者の承諾を証明する書類</u>を収入徴収者に交付するものとする。</p>
<p>8 [略]</p>	<p>8 [略]</p>
<p>(亡失又はき損の報告)</p>	<p>(亡失又はき損の報告)</p>
<p>第 208条 [略]</p>	<p>第 208条 [略]</p>

2 [略]
 3 前2項の規定は、法第34条で準用する自治法第 243条の2第1項各号に掲げる行為をする権限を有する職員及び次条に規定する職員が、局に損害を与えた場合において準用する。
 (賠償責任を有する補助職員の指定)
 第 209条 法第34条で準用する自治法第 243条の2第1項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。

(1)・(2) [略]
 別表第1 (第8条関係)

[略]
 費用

款	項	目	節	説明
病院事業費用	医業費用	給与費	(給料)	常勤職員の本給
			[略]	
			労務員給	[略]
			(手当)	常勤職員の扶養、暫定、期末、勤勉、時間外及び特殊勤務等の諸手当
			[略]	
		経費	[略]	[略]
			旅費交通費賃金	[略]
[略]				[略]

別表第2 (第41条関係)

支出負担行為の整理区分表

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	説明	支出(払出)伝票に証拠書類として添付する主な書類
1 報酬、給料、手当	[略]	当該給与期間分	給与簿、支給内訳書		支給内訳書集計表

2 [略]
 3 前2項の規定は、法第34条で準用する自治法第 243条の2の2第1項各号に掲げる行為をする権限を有する職員及び次条に規定する職員が、局に損害を与えた場合において準用する。
 (賠償責任を有する補助職員の指定)
 第 209条 法第34条で準用する自治法第 243条の2の2第1項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。

(1)・(2) [略]
 別表第1 (第8条関係)

[略]
 費用

款	項	目	節	説明
病院事業費用	医業費用	給与費	(給料)	職員の本給
			[略]	
			労務員給	[略]
			会計年度任用職員給(手当)	会計年度任用職員に対する給料 職員の扶養、暫定、期末、勤勉、時間外及び特殊勤務等の諸手当
			[略]	
		経費	[略]	[略]
			旅費交通費	[略]
[略]				[略]

別表第2 (第41条関係)

支出負担行為の整理区分表

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	説明	支出(払出)伝票に証拠書類として添付する主な書類
1 報酬	[略]	支出しようとする額	雇用承認書、就労を確認できる書		就労証明書

退職 手当 を除 く)								類		
	2 給 料、 手当 (退 職手 当を 除く)	支出命 令のと き	当該給 与期間 分	給与簿 、支給 内訳書					支給内訳書 集計表	
2・3 [略]						3・4 [略]				
4 賃 金	支出命 令のと き	支出し ようと する額	請求書 、雇用 承認書 、就労 を確認 できる 書類		就労を付し た請求書、 就労証明書					
[略]						[略]				
[略]						[略]				

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の病院局財務規程第46条、第47条、第48条第1項、第49条、第52条第1項、別表第1及び別表第2の規定は、令和2年度以後の年度の予算による支出から適用し、令和元年度以前の年度の予算による支出については、なお従前の例による。

人事委員会規則

宮崎県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公表する。

令和2年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第6号

宮崎県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

宮崎県人事委員会事務局組織規則（昭和57年宮崎県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規程を同表の改正後の欄に掲げる規程に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第6条 [略]	第6条 事務局に、必要に応じ、会計年度任用職員を置く。 2 会計年度任用職員は、上司の命を受けて、事務に従事する。 第7条 [略]

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第7号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(採用試験の種類等)	(採用試験の種類等)

第6条 職員を採用するための競争試験（以下「採用試験」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 薬剤師採用試験

(6)～(12) [略]

2～4 [略]

(選択の結果の通知)

第38条 任命権者は、前条の規定による選択の結果について、速やかに人事委員会に通知しなければならない。

別表第1 第6条第1項各号に掲げる採用試験の対象となる職及び程度

採用試験の種類	採用試験の対象となる職	知識、技術その他の能力の程度
[略]		
薬剤師採用試験	医療職給料表（二）級別基準職務表の級2級の職	大学卒業程度
[略]		
[略]		

[略]

別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野

第6条第1項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野
[略]				
職員採用試験（短期大学卒業程度）	保育士	[略]	専門試験	社会福祉、児童福祉（養護原理を含む）、発達心理（精神保健を含む）、保育原理、保育内容、保健衛生等
[略]				
薬剤師採用試験	薬剤師	主として薬剤師に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度等
臨床検査技師採用試験	[略]		専門試験	公衆衛生学、臨床検査総論（情報科学を含む。）、生理学、病理学（解剖・組織学を含む。）、臨床化学（生化学を含む。）、血液学、免疫・血清学、微生物学（医動物学を含む。）等

第6条 職員を採用するための競争試験（以下「採用試験」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 削除

(6)～(12) [略]

2～4 [略]

(選択の結果の通知)

第38条 任命権者は、第36条の規定による選択の結果について、速やかに人事委員会に通知しなければならない。

別表第1 第6条第1項各号に掲げる採用試験の対象となる職及び程度

採用試験の種類	採用試験の対象となる職	知識、技術その他の能力の程度
[略]		
[略]		
[略]		

[略]

別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野

第6条第1項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野
[略]				
職員採用試験（短期大学卒業程度）	保育士	[略]	専門試験	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健
[略]				
臨床検査技師採用試験	[略]		専門試験	医用工学概論（情報科学概論及び検査機器総論を含む。）、公衆衛生学（関係法規を含む。）、臨床検査医学総論（臨床医学総論及び医学概論を含む。）、臨床検査総論（検査管理総論及び医動物学を含む。）、病理組

<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>別表第 3 第10条第 1 項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">採用試験名</th> <th>受験資格</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬剤師採用試験</td> <td>当該年度の初日の前日における年齢が満29歳未満の者で薬剤師の免許を現に有する者又は当該年度以降に実施される最初の国家試験において免許を取得する見込みがある者</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	採用試験名	受験資格	[略]		薬剤師採用試験	当該年度の初日の前日における年齢が満29歳未満の者で薬剤師の免許を現に有する者又は当該年度以降に実施される最初の国家試験において免許を取得する見込みがある者	[略]		<p style="font-size: small;">繊細胞学、臨床生理学、臨床化学（放射性同位元素検査技術学を含む。）、臨床血液学、臨床微生物学、臨床免疫学</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>別表第 3 第10条第 1 項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">採用試験名</th> <th>受験資格</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	採用試験名	受験資格	[略]		[略]		[略]	
採用試験名	受験資格																
[略]																	
薬剤師採用試験	当該年度の初日の前日における年齢が満29歳未満の者で薬剤師の免許を現に有する者又は当該年度以降に実施される最初の国家試験において免許を取得する見込みがある者																
[略]																	
採用試験名	受験資格																
[略]																	
[略]																	
[略]																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第 8 号

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則

職員の級別基準職務を定める規則（平成28年宮崎県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
<p>別表第 1 行政職給料表級別基準職務表（知事）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td>1 出先機関の支所長、センター長、所長、寮長、鳥獣被害対策支援センター長、鳥獣被害対策支援センター副センター長、校長、駐在所長、学科長又は教授の職務 2～4 [略]</td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td>1・2 [略] 3 困難な業務を行う出先機関の支所長、センター長、所長、寮長、校長、駐在所長、学科長又は教授の職務 4 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]		4 級	1 出先機関の支所長、センター長、所長、寮長、鳥獣被害対策支援センター長、鳥獣被害対策支援センター副センター長、校長、駐在所長、学科長又は教授の職務 2～4 [略]	5 級	1・2 [略] 3 困難な業務を行う出先機関の支所長、センター長、所長、寮長、校長、駐在所長、学科長又は教授の職務 4 [略]	[略]		<p>別表第 1 行政職給料表級別基準職務表（知事）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td>1 出先機関の支所長、センター長、<u>部長</u>、所長、寮長、鳥獣被害対策支援センター長、鳥獣被害対策支援センター副センター長、校長、駐在所長、学科長又は教授の職務 2～4 [略]</td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td>1・2 [略] 3 困難な業務を行う出先機関の支所長、センター長、<u>部長</u>、所長、寮長、校長、駐在所長、学科長又は教授の職務 4 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]		4 級	1 出先機関の支所長、センター長、 <u>部長</u> 、所長、寮長、鳥獣被害対策支援センター長、鳥獣被害対策支援センター副センター長、校長、駐在所長、学科長又は教授の職務 2～4 [略]	5 級	1・2 [略] 3 困難な業務を行う出先機関の支所長、センター長、 <u>部長</u> 、所長、寮長、校長、駐在所長、学科長又は教授の職務 4 [略]	[略]	
職務の級	基準となる職務																				
[略]																					
4 級	1 出先機関の支所長、センター長、所長、寮長、鳥獣被害対策支援センター長、鳥獣被害対策支援センター副センター長、校長、駐在所長、学科長又は教授の職務 2～4 [略]																				
5 級	1・2 [略] 3 困難な業務を行う出先機関の支所長、センター長、所長、寮長、校長、駐在所長、学科長又は教授の職務 4 [略]																				
[略]																					
職務の級	基準となる職務																				
[略]																					
4 級	1 出先機関の支所長、センター長、 <u>部長</u> 、所長、寮長、鳥獣被害対策支援センター長、鳥獣被害対策支援センター副センター長、校長、駐在所長、学科長又は教授の職務 2～4 [略]																				
5 級	1・2 [略] 3 困難な業務を行う出先機関の支所長、センター長、 <u>部長</u> 、所長、寮長、校長、駐在所長、学科長又は教授の職務 4 [略]																				
[略]																					
<p>別表第 7 研究職給料表級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td>1～3 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]		4 級	1～3 [略]	[略]		<p>別表第 7 研究職給料表級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td>1～3 [略] <u>4 警察本部の副所長の職務</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]		4 級	1～3 [略] <u>4 警察本部の副所長の職務</u>	[略]					
職務の級	基準となる職務																				
[略]																					
4 級	1～3 [略]																				
[略]																					
職務の級	基準となる職務																				
[略]																					
4 級	1～3 [略] <u>4 警察本部の副所長の職務</u>																				
[略]																					
<p>別表第 9 医療職給料表（二）級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td>1 [略] 2 出先機関の教授又は副所長の職務</td> </tr> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]		5 級	1 [略] 2 出先機関の教授又は副所長の職務	<p>別表第 9 医療職給料表（二）級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td>1 [略] 2 出先機関の<u>部長</u>、教授又は副所長の職務</td> </tr> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]		5 級	1 [略] 2 出先機関の <u>部長</u> 、教授又は副所長の職務								
職務の級	基準となる職務																				
[略]																					
5 級	1 [略] 2 出先機関の教授又は副所長の職務																				
職務の級	基準となる職務																				
[略]																					
5 級	1 [略] 2 出先機関の <u>部長</u> 、教授又は副所長の職務																				

	3～6 [略]		3～6 [略]
6級	1～3 [略] 4 困難な業務を行う出先機関の副所長、教授 又は研修主幹の職務 5～7 [略]	6級	1～3 [略] 4 困難な業務を行う出先機関の部長、副所長 、教授又は研修主幹の職務 5～7 [略]
[略]		[略]	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第7の改正規定は、令和2年3月31日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 瀧 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第9号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(派遣の対象とならない職員の特例) 第2条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項の規定により宮崎県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。	(派遣の対象とならない職員の特例) 第2条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の規定により宮崎県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 瀧 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第10号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
学校等 区分	市郡名	町村名	学 校 等 名	級 別 区 分	学校等 区分	市郡名	町村名	学 校 等 名	級 別 区 分
小学校	[略]				小学校	[略]			
	西都市		銀上小学校	3級地		西都市		銀上小学校	3級地
	東臼杵郡	諸塚村	七ツ山小学校			東臼杵郡	諸塚村	七ツ山小学校	
	同	椎葉村	尾向小学校			同	椎葉村	尾向小学校	
	同	同	不土野小学校			同	同	不土野小学校	
	[略]		小崎小学校			[略]			
[略]					[略]				

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表			別表		
機関		職	機関		職
[略]			[略]		
知事部局（ 会計管理局 を含む。）	本庁	部長 危機管理統括監 会計管理 者 次長 局長 会計管理局次長 課長 室長 高速道対策局次長 課長補佐 総合政策課の主幹又 は副主幹 秘書広報課の主幹又は 副主幹並びに秘書である副主幹、 主査、主任主事及び主事 総務課 の主幹又は副主幹 人事課の主幹 又は副主幹並びに人事又は給与の 事務に従事する副主幹、主査、主 任主事及び主事 人事課行政改革 推進室の主幹又は副主幹並びに組 織・人材育成又は改革推進の事務 に従事する副主幹、主査、主任主 事及び主事 財政課の主幹又は副 主幹 財産総合管理課の主幹又は 副主幹 総務事務センターの主幹 又は副主幹	知事部局（ 会計管理局 を含む。）	本庁	部長 危機管理統括監 会計管理 者 <u>会計管理局長</u> 次長 局長 会計管理局次長 課長 室長 高速道対策局次長 課長補佐 総 合政策課の主幹又は副主幹 秘書 広報課の主幹又は副主幹並びに秘 書である副主幹、主査、主任主事 及び主事 総務課の主幹又は副主 幹 人事課の主幹又は副主幹並び に人事又は給与の事務に従事する 副主幹、主査、主任主事及び主事 人事課行政改革推進室の主幹又 は副主幹並びに組織・人材育成又 は改革推進の事務に従事する副主 幹、主査、主任主事及び主事 財 政課の主幹又は副主幹 財産総合 管理課の主幹又は副主幹 総務事 務センターの主幹又は副主幹
	[略]			[略]	
[略]			[略]		

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第12号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年宮崎県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
[略]		[略]	
条例第2条第 1項第3号に 該当する団体	[略] 一般財団法人宮崎県治山林道協会 [略]	条例第2条第 1項第3号に 該当する団体	[略] 一般財団法人宮崎県治山林道協会 <u>独立行政法人都市再生機構</u> [略]

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会規則

県教育庁職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 3 号

県教育庁職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県教育庁職員の職の設置に関する規則（昭和39年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 6 条 前 4 条に規定する職のほか、 <u>技術員</u> を置く。	第 6 条 前 4 条に規定する職のほか、 <u>必要に応じ、会計年度任用職員</u> を置く。
2 <u>技術員</u> は、上司の命を受けて、 <u>技能又は労務</u> に従事する。	2 <u>会計年度任用職員</u> は、上司の命を受けて、 <u>事務又は技術</u> に従事する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 4 号

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県教育研修センター管理規則（昭和43年宮崎県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 6 条 前条に規定する職のほか、 <u>技術員</u> を置く。	第 6 条 前条に規定する職のほか、 <u>必要に応じ、会計年度任用職員</u> を置く。
2 <u>技術員</u> は、上司の命を受けて、 <u>技能又は労務</u> に従事する。	2 <u>会計年度任用職員</u> は、上司の命を受けて、 <u>事務又は技術</u> に従事する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 5 号

県立図書館管理規則の一部を改正する規則

県立図書館管理規則（昭和63年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(その他の職) 第 9 条 前条に規定する職のほか、 <u>図書館に、技術員</u> を置く。	(その他の職) 第 9 条 前条に規定する職のほか、 <u>必要に応じ、会計年度任用職員</u> を置く。
2 <u>技術員</u> は、上司の命を受けて、 <u>技能又は労務</u> に従事する。	2 <u>会計年度任用職員</u> は、上司の命を受けて、 <u>事務又は技術</u> に従事する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

県立美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 6 号

県立美術館管理規則の一部を改正する規則

県立美術館管理規則（平成 7 年宮崎県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（その他の職）</p> <p>第5条 前条に規定する職のほか、<u>美術館</u>に、必要に応じ、<u>技術員</u>を置く。</p> <p>2 <u>技術員</u>は、上司の命を受けて、<u>技能</u>又は<u>労務</u>に従事する。</p>	<p>（その他の職）</p> <p>第5条 前条に規定する職のほか、必要に応じ、<u>会計年度任用職員</u>を置く。</p> <p>2 <u>会計年度任用職員</u>は、上司の命を受けて、<u>事務</u>又は<u>技術</u>に従事する。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県総合博物館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第7号

宮崎県総合博物館管理運営規則の一部を改正する規則

宮崎県総合博物館管理運営規則（昭和46年宮崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第6条 前条に規定する職のほか、<u>技術員</u>を置く。</p> <p>2 <u>技術員</u>は、上司の命を受けて、<u>技能</u>又は<u>労務</u>に従事する。</p>	<p>第6条 前条に規定する職のほか、<u>必要に応じ、会計年度任用職員</u>を置く。</p> <p>2 <u>会計年度任用職員</u>は、上司の命を受けて、<u>事務</u>又は<u>技術</u>に従事する。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

県立西都原考古博物館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第8号

県立西都原考古博物館管理規則の一部を改正する規則

県立西都原考古博物館管理規則（平成15年宮崎県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（その他の職）</p> <p>第4条 前条に規定する職のほか、<u>西都原考古博物館</u>に、必要に応じ、<u>技術員</u>を置く。</p> <p>2 <u>技術員</u>は、上司の命を受けて、<u>技能</u>又は<u>労務</u>に従事する。</p>	<p>（その他の職）</p> <p>第4条 前条に規定する職のほか、必要に応じ、<u>会計年度任用職員</u>を置く。</p> <p>2 <u>会計年度任用職員</u>は、上司の命を受けて、<u>事務</u>又は<u>技術</u>に従事する。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県埋蔵文化財センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第9号

宮崎県埋蔵文化財センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県埋蔵文化財センター管理規則（平成8年宮崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（その他の職）</p> <p>第6条 前条に規定する職のほか、<u>埋蔵文化財センター</u>に必要に応じ、<u>技術員</u>を置く。</p> <p>2 <u>技術員</u>は、上司の命を受けて、<u>技能</u>又は<u>労務</u>に従事する。</p>	<p>（その他の職）</p> <p>第6条 前条に規定する職のほか、必要に応じ、<u>会計年度任用職員</u>を置く。</p> <p>2 <u>会計年度任用職員</u>は、上司の命を受けて、<u>事務</u>又は<u>技術</u>に従事する。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第10号

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立高等学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は技術員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) <u>技術員</u>は、上司の命を受け技能又は<u>労務</u>に従事する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は<u>会計年度任用職員</u>を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) <u>会計年度任用職員</u>は、上司の命を受け、<u>事務</u>又は<u>技術</u>に従事する。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第11号

県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立中等教育学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は<u>技術員</u>を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) <u>技術員</u>は、上司の命を受け技能又は<u>労務</u>に従事する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は<u>会計年度任用職員</u>を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) <u>会計年度任用職員</u>は、上司の命を受け、<u>事務</u>又は<u>技術</u>に従事する。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第12号

県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立中学校管理運営規則（平成18年宮崎県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（職員）</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師又は技師を置くことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>（職務）</p> <p>第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（15） [略]</p>	<p>（職員）</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、<u>技師又は会計年度任用職員</u>を置くことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>（職務）</p> <p>第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（15） [略]</p> <p>（16） <u>会計年度任用職員は、上司の命を受け、事務又は技術に従事する。</u></p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第13号

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（職員）</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は<u>技術員</u>を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（職務）</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（19） [略]</p> <p>（20） <u>技術員は、上司の命を受け技能又は労務に従事する。</u></p>	<p>（職員）</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は<u>会計年度任用職員</u>を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（職務）</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（19） [略]</p> <p>（20） <u>会計年度任用職員は、上司の命を受け、事務又は技術に従事する。</u></p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

県立宮崎海洋高等学校実習船乗組員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第14号

県立宮崎海洋高等学校実習船乗組員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県立宮崎海洋高等学校実習船乗組員の職の設置に関する規則（昭和42年宮崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条 前条に規定する乗組員の職として、次の各号に掲げる職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）～（6） [略]</p>	<p>第2条 前条に規定する乗組員の職として、次の各号に掲げる職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）～（6） [略]</p>

(7) 技術員 上司の命を受けて、技能又は労務に従事する。

2 [略]

第3条 前条第1項第1号から第6号までに掲げる職は、技術職員をもって充て、同項第7号に掲げる職は、教員、事務職員及び技術職員以外の職員をもって充てる。

附 則

2 第3条前段の規定にかかわらず、当分の間、第2条第1項第1号から第6号までに掲げる職は、技術職員以外の職員をもって充てることができる。

2 [略]

第3条 前条第1項各号に掲げる職は、技術職員をもって充てる。

附 則

2 第3条の規定にかかわらず、当分の間、第2条第1項各号に掲げる職は、技術職員以外の職員をもって充てることができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第15号

職員の被服貸与規則の一部を改正する規則

職員の被服貸与規則（昭和48年宮崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
(目的)				(目的)					
第1条 この規則は、職員（ <u>臨時的任用職員を除く。以下同じ。</u> ）の職務の遂行上必要な被服の貸与等について必要な事項を定めることを目的とする。				第1条 この規則は、職員の職務の遂行上必要な被服の貸与等について必要な事項を定めることを目的とする。					
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）					
職員の範囲		貸与品	数量	貸与	職員の範囲		貸与品	数量	貸与
勤務する機関	職員	の種類		期間	勤務する機関	職員	の種類		期間
[略]				[略]					
県立学校（共通）	[略]	[略]			県立学校（共通）	[略]	[略]		
	寄宿舎指導員	[略]				寄宿舎指導員	[略]		
	技術員（他に被服を貸与される職員及び専ら事務室内での業務に従事する職員を除く。）	[略]				会計年度任用職員（他に被服を貸与される職員及び専ら事務室内での業務に従事する職員を除く。）	[略]		
	技術員（農業実習に従事する職員に限る。）	[略]				会計年度任用職員（農業実習に従事する職員に限る。）	[略]		
	技術員（炊事業務に従事する職員に限る。）	[略]				会計年度任用職員（炊事業務に従事する職員に限る。）	[略]		
特別支援学校	[略]	[略]			特別支援学校	[略]	[略]		
	技術員（介助業務に従事する職員に限る。）	[略]				会計年度任用職員（介助業務に従事する職員に限る。）	[略]		
[略]				[略]					

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第16号

県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

県立学校職員の人事評価に関する規則（平成28年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 県立学校の職員（以下「職員」という。）の人事評価については、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第9条 [略]</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 県立学校の職員（以下「職員」という。）の人事評価については、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。<u>以下「法」という。</u>）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><u>（会計年度任用職員の人事評価）</u></p> <p>第9条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の人事評価については、この規則の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、別に定める。</u></p> <p>第10条 [略]</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第17号

市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成28年宮崎県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第44条の規定に基づき、市町村の教育委員会が行う県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第 135号）第1条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）の人事評価については、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第9条 [略]</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第44条の規定に基づき、市町村の教育委員会が行う県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第 135号）第1条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）の人事評価については、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。<u>以下「法」という。</u>）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><u>（会計年度任用職員の人事評価）</u></p> <p>第9条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の人事評価については、この規則の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、別に定める。</u></p> <p>第10条 [略]</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第18号

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（教育長への委任）</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する</p>	<p>（教育長への委任）</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する</p>

<p>事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(8)の2 [略]</p> <p>(9) 県立学校及び市町村立学校(幼稚園を除く。)の職員(日々雇用の単純労務職員を除く。)の任免その他の人事に関する こと。</p> <p>(10)～(30) [略]</p>	<p>事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(8)の2 [略]</p> <p>(9) 県立学校及び市町村立学校(幼稚園を除く。)の職員の任 免その他の人事に関する こと。</p> <p>(10)～(30) [略]</p>
---	---

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県教育委員会が行う県統計調査等に関する宮崎県統計条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第19号

宮崎県教育委員会が行う県統計調査等に関する宮崎県統計条例施行規則

宮崎県統計条例(昭和31年宮崎県条例第26号)の規定に基づく宮崎県教育委員会が行う県統計調査等については、宮崎県統計条例施行規則(令和2年宮崎県規則第17号)の規定の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第20号

宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成31年宮崎県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の6の規定に基づき、宮崎県立学校(以下「県立学校」という。)における学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は10人以内とし、法第47条の6第2項に掲げる者及び次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 校長は、法第47条の6第3項の規定による申出をしようとするときは、委員の任命又は委嘱に関する意見を記載した書面を教育委員会に提出して行うものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第10条 校長は、法第47条の6第4項の規定に基づき、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第11条 協議会は、法第47条の6第6項又は第7項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、当該意見を記載した書面を提出して行うものとする。この場合において、協議会は、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。</p> <p>2 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき、宮崎県立学校(以下「県立学校」という。)における学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は10人以内とし、法第47条の5第2項に掲げる者及び次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 校長は、法第47条の5第3項の規定による申出をしようとするときは、委員の任命又は委嘱に関する意見を記載した書面を教育委員会に提出して行うものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第10条 校長は、法第47条の5第4項の規定に基づき、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第11条 協議会は、法第47条の5第6項又は第7項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、当該意見を記載した書面を提出して行うものとする。この場合において、協議会は、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。</p> <p>2 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲</p>

げる事項（特定の個人の採用に関するものを除く。）とする。
(1)・(2) [略]

げる事項（特定の個人の採用に関するものを除く。）とする。
(1)・(2) [略]

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会訓令

高校総体推進課設置規程を廃止する訓令をここに公表する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会訓令第 1 号

本 庁
各出先機関
各教育機関

高校総体推進課設置規程を廃止する訓令

高校総体推進課設置規程（平成30年宮崎県教育委員会訓令第 5 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

職員服務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会訓令第 2 号

本 庁
各 出 先 機 関
各教育機関（県立学校を除く。）

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（平成18年宮崎県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において「職員」とは、教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に勤務する者（臨時又は非常勤の職を除く。）をいう。</p> <p>(履歴書)</p> <p>第 5 条 職員は、採用時に教育政策課長に提出した履歴書に記載した氏名又は本籍に変更を生じたときは、速やかに履歴事項変更届（別記様式第 1 号）により、所属長を経由して教育政策課長に届け出なければならない。当該届出事項に変更を生じたときも、同様とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において「職員」とは、教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に勤務する者（非常勤の職にある者を除く。）をいう。</p> <p>(履歴事項の変更)</p> <p>第 5 条 職員は、採用時に教育政策課長に提出した履歴書に記載した氏名に変更を生じたときは、速やかに履歴事項変更届（別記様式第 1 号）により、所属長を経由して教育政策課長に届け出なければならない。当該届出事項に変更を生じたときも、同様とする。</p>

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県教育庁等職員倫理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会訓令第 3 号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教育庁等職員倫理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育庁等職員倫理規程（平成20年宮崎県教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義等) 第2条 この訓令において、「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であって、宮崎県教育庁及び教育機関に勤務するものをいう。 <u>ただし、臨時又は非常勤の職にある者を除く。</u> 2～7 [略]	(定義等) 第2条 この訓令において、「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であって、宮崎県教育庁及び教育機関に勤務するものをいう。 2～7 [略]

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会訓令第4号

本 庁
各 出 先 機 関
各教育機関（県立学校を除く。）

県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年宮崎県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 県教育庁及び学校以外の教育機関の職員（以下「職員」という。）の人事評価については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 第10条 [略]	(趣旨) 第1条 県教育庁及び学校以外の教育機関の職員（以下「職員」という。）の人事評価については、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>以下「法」という。</u> に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 <u>（会計年度任用職員の人事評価）</u> 第10条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の人事評価については、この規程の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、別に定める。</u> 第11条 [略]

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会訓令第5号

本 庁
各 出 先 機 関
各教育機関（県立学校を除く。）

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程（昭和63年宮崎県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第2章 安全衛生管理体制 第1節 教育長等の職務（第4条—第6条） 第2節 衛生管理者及び健康管理医（第7条・第8条） 第3節 安全衛生管理委員会等（第9条—第11条） 第3章 健康管理（第12条—第15条） 第4章 健康診断等（第16条—第27条） 第5章 雑則（第28条・第29条）	目次 第1章 総則（第1条—第4条） 第2章 安全衛生管理体制 第1節 <u>副教育長等の職務（第5条—第7条）</u> 第2節 衛生管理者及び健康管理医（第8条・第9条） 第3節 安全衛生管理委員会等（第10条—第12条） 第3章 健康管理（第13条—第16条） 第4章 健康診断等（第17条—第28条） 第5章 雑則（第29条・第30条）

<p>附則 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この訓令は、職場における職員の健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、職員の安全及び衛生について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>第 1 節 <u>教育長等の職務</u> (教育長の職務)</p> <p>第 4 条 <u>教育長</u>は、毎年度、職員の安全及び衛生に関する事項についての総合的な管理計画（以下「宮崎県教育庁等職員安全衛生管理計画」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 <u>教育長</u>は、宮崎県教育庁等職員安全衛生管理計画に基づく業務を統括管理する。</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>(課及び出先機関等の長の職務)</p> <p>第 6 条 <u>課及び出先機関等の長</u>は、<u>教育長</u>、財務福利課長又は健康管理医の指示を受け、課又は出先機関等における職員の安全及び衛生に関する業務を管理し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及びその関係法令において事業者が行うこととされた業務を処理するよう努めるものとする。 (衛生管理者)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 衛生管理者は、本庁又は法第12条第1項の規定の適用を受ける出先機関等の職員のうちから、本庁にあっては<u>教育長</u>が、同項の規定の適用を受ける出先機関等にあっては当該出先機関等の長が選任する。</p> <p>3 法第12条第1項の規定の適用を受ける出先機関等の長は、前項の規定により衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第7条第2項に規定する報告書を、<u>教育長</u>に提出しなければならない。</p> <p>4 衛生管理者は、<u>教育長</u>又は法第12条第1項の規定の適用を受ける出先機関等の長の指揮監督を受け、法第10条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項に関する職務を行うものとする。 (健康管理医)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>教育長</u>は、必要があると認めるときは、同項に規定する医師以外の医師を健康管理医として選任することができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 健康管理医は、その職務を行うにつき必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について、<u>教育長</u>若しくは財務福利課長に対して報告し、又は課若しくは出先機関等の長に対して指導し、若しくは助言することができる。</p> <p>6 [略] (宮崎県教育庁等職員安全衛生管理委員会)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 教育庁等管理委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p>	<p>附則 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この訓令は、職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、職員の安全及び衛生について必要な事項を定めるものとする。 (課及び出先機関等の長の責務)</p> <p>第 3 条 <u>課及び出先機関等の長</u>は、その課及び出先機関等における責任体制を確立するとともに、当該課及び出先機関等に勤務する職員の安全及び健康の確保と快適な作業環境の形成に努めなければならない。</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>第 1 節 <u>副教育長等の職務</u> (副教育長の職務)</p> <p>第 5 条 <u>副教育長</u>は、毎年度、職員の安全及び衛生に関する事項についての総合的な管理計画（以下「宮崎県教育庁等職員安全衛生管理計画」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 <u>副教育長</u>は、宮崎県教育庁等職員安全衛生管理計画に基づく業務を統括管理する。</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>(課及び出先機関等の長の職務)</p> <p>第 7 条 <u>課及び出先機関等の長</u>は、<u>副教育長</u>、財務福利課長又は健康管理医の指示を受け、課又は出先機関等における職員の安全及び衛生に関する業務を管理し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及びその関係法令において事業者が行うこととされた業務を処理するよう努めるものとする。 (衛生管理者)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 衛生管理者は、本庁又は法第12条第1項の規定の適用を受ける出先機関等の職員のうちから、本庁にあっては<u>副教育長</u>が、同項の規定の適用を受ける出先機関等にあっては当該出先機関等の長が選任する。</p> <p>3 法第12条第1項の規定の適用を受ける出先機関等の長は、前項の規定により衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第7条第2項に規定する報告書を、<u>副教育長</u>に提出しなければならない。</p> <p>4 衛生管理者は、<u>副教育長</u>又は法第12条第1項の規定の適用を受ける出先機関等の長の指揮監督を受け、法第10条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項に関する職務を行うものとする。 (健康管理医)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>副教育長</u>は、必要があると認めるときは、同項に規定する医師以外の医師を健康管理医として選任することができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 健康管理医は、その職務を行うにつき必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について、<u>副教育長</u>若しくは財務福利課長に対して報告し、又は課若しくは出先機関等の長に対して指導し、若しくは助言することができる。</p> <p>6 [略] (宮崎県教育庁等職員安全衛生管理委員会)</p> <p>第 10 条 [略]</p> <p>2 教育庁等管理委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p>
---	--

- (1) 教育長
 (2) [略]
 (3) 安全又は衛生について関連を有する職にある職員のうちから教育長が任命する者
 (4) [略]
 (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が特に必要と認める者
 3 教育庁等管理委員会の会議は、教育長が招集し、議長となる。

4 教育長は、会務を総理し、教育庁等管理委員会を代表する。
 5 教育長に事故があるときは、議長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6・7 [略]
 (衛生委員会)

第10条 [略]

- 2 [略]
 3 衛生委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 (1) 本庁にあっては副教育長、出先機関等にあっては当該出先機関等の長
 (2) [略]
 (3) 衛生管理者のうちから本庁にあっては教育長、出先機関等にあっては当該出先機関等の長が指名した者 1人
 (4) 本庁又は当該出先機関等の職員で衛生に関し経験を有する者のうちから教育長又は当該出先機関等の長が指名した者 3人
 4 [略]
 5 前条第3項から第7項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「教育庁等管理委員会」とあるのは「衛生委員会」と、「教育長」とあるのは「副教育長又は当該出先機関等の長」と読み替えるものとする。

第11条～第15条 [略]

(健康診断の種類)

第16条 職員に対して行う健康診断の種類は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
 (健康診断の検査の項目等)

第17条 健康診断の検査の項目、実施細目、実施の時期及び方法等については、この訓令に定めるもののほか、教育長が別に定める。

(健康診断担当医)

第18条 健康診断は、別表第1の右欄に掲げる健康管理医が同表の左欄に掲げる管轄事業所ごとに実施する。ただし、教育長が特に必要であると認めるときは、他の健康管理医に実施させ、又は医療機関に委託して実施することができる。

(健康診断の周知等)

第19条 教育長は、健康診断を実施するときは、課及び出先機関等の長にその旨を通知しなければならない。

2 [略]

第20条 [略]

(定期健康診断不参加者の取扱い)

第21条 定期健康診断において、やむを得ない理由により指示された期日又は期間内に受診できなかった職員は、当該定期健康診断後1月以内に担当健康管理医の指定する医師又は医療機関による健康診断を受け、当該診断書を課又は出先機関等の長を経由して

- (1) 副教育長
 (2) [略]
 (3) 安全又は衛生について関連を有する職にある職員のうちから副教育長が任命する者
 (4) [略]
 (5) 前各号に掲げる者のほか、副教育長が特に必要と認める者
 3 教育庁等管理委員会の会議は、副教育長が招集し、議長となる。

4 副教育長は、会務を総理し、教育庁等管理委員会を代表する。
 5 副教育長に事故があるときは、議長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6・7 [略]
 (衛生委員会)

第11条 [略]

- 2 [略]
 3 衛生委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 (1) 本庁にあっては教育次長(教育政策)、出先機関等にあっては当該出先機関等の長
 (2) [略]
 (3) 衛生管理者のうちから本庁にあっては副教育長、出先機関等にあっては当該出先機関等の長が指名した者 1人
 (4) 本庁又は当該出先機関等の職員で衛生に関し経験を有する者のうちから副教育長又は当該出先機関等の長が指名した者 3人
 4 [略]
 5 前条第3項から第7項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「教育庁等管理委員会」とあるのは「衛生委員会」と、「副教育長」とあるのは「教育次長(教育政策)又は当該出先機関等の長」と読み替えるものとする。

第12条～第16条 [略]

(健康診断の種類)

第17条 職員に対して行う健康診断の種類は、次のとおりとする。

- (1) 雇入時健康診断
 (2)～(4) [略]

(健康診断の検査の項目等)

第18条 健康診断の検査の項目、実施細目、実施の時期及び方法等については、この訓令に定めるもののほか、副教育長が別に定める。

(健康診断担当医)

第19条 健康診断は、別表第1の右欄に掲げる健康管理医が同表の左欄に掲げる管轄事業所ごとに実施する。ただし、副教育長が特に必要であると認めるときは、他の健康管理医に実施させ、又は医療機関に委託して実施することができる。

(健康診断の周知等)

第20条 副教育長は、健康診断を実施するときは、課及び出先機関等の長にその旨を通知しなければならない。

2 [略]

第21条 [略]

(健康診断不参加者の取扱い)

第22条 健康診断において、やむを得ない理由により指示された期日又は期間内に受診できなかった職員は、当該健康診断後1月以内に担当健康管理医の指定する医師又は医療機関による当該健康診断に相当する健康診断を受け、当該診断書を課又は出先機関等

<p>担当健康管理医に提出しなければならない。 （健康診断の免除）</p> <p>第22条 [略] （1）・（2） [略] （3） その他<u>教育長</u>が定める場合</p> <p>2 [略] （指示区分の決定等）</p> <p>第23条 健康管理医は、健康診断を実施したときは、別表第2の指示区分欄に掲げる区分に応じて指示区分を決定し、その結果を健康診断個人票及び健康診断名簿に記録し、健康診断名簿その他衛生管理に必要な事項を<u>教育長</u>に報告するとともに、課又は出先機関等の長に通知しなければならない。 （健康診断名簿の保存）</p> <p>第24条 前条の規定により作成された健康診断名簿は、<u>教育長</u>及び健康管理医にあっては5年間、課及び出先機関等の長にあっては1年間保存しなければならない。</p> <p>第25条・第26条 [略] （心理的な負担の程度を把握するための検査等）</p> <p>第27条 職員に対して法第66条の10第1項から第6項までに規定する心理的な負担の程度を把握するための検査等を行うものとし、その実施の時期及び方法等については、<u>教育長</u>が別に定める。</p> <p>第28条 [略] （委任）</p> <p>第29条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全及び衛生について必要な事項は、<u>教育長</u>が別に定める。</p>	<p>の長を経由して担当健康管理医に提出しなければならない。 （健康診断の免除）</p> <p>第23条 [略] （1）・（2） [略] （3） その他<u>副教育長</u>が定める場合</p> <p>2 [略] （指示区分の決定等）</p> <p>第24条 健康管理医は、健康診断を実施したときは、別表第2の指示区分欄に掲げる区分に応じて指示区分を決定し、その結果を健康診断個人票及び健康診断名簿に記録し、健康診断名簿その他衛生管理に必要な事項を<u>副教育長</u>に報告するとともに、課又は出先機関等の長に通知しなければならない。 （健康診断名簿の保存）</p> <p>第25条 前条の規定により作成された健康診断名簿は、<u>副教育長</u>及び健康管理医にあっては5年間、課及び出先機関等の長にあっては1年間保存しなければならない。</p> <p>第26条・第27条 [略] （心理的な負担の程度を把握するための検査等）</p> <p>第28条 職員に対して法第66条の10第1項から第6項までに規定する心理的な負担の程度を把握するための検査等を行うものとし、その実施の時期及び方法等については、<u>副教育長</u>が別に定める。</p> <p>第29条 [略] （委任）</p> <p>第30条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全及び衛生について必要な事項は、<u>副教育長</u>が別に定める。</p>
---	---

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

教育長訓令

宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教職員住宅管理規程（平成10年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
名 称	所 在 地	管 理 者		名 称	所 在 地	管 理 者	
[略]				[略]			
原ノ迫教職員住宅	[略]	[略]		原ノ迫教職員住宅	[略]	[略]	
折田教職員住宅	日南市大字板敷	県立日南高等学校長		[略]			
[略]				[略]			
三松教職員住宅	[略]	[略]		三松教職員住宅	[略]	[略]	
三宅教職員住宅	西都市大字妻	県立西都商業高等学校長		三宅教職員住宅	西都市大字妻	県立妻高等学校長	
[略]				[略]			
土々呂教職員住宅	[略]	[略]		土々呂教職員住宅	[略]	[略]	

六反田教職員住宅	日向市大字財光寺	県立日向工業高等学校長			
大王谷教職員住宅	日向市大王町1丁目	県立門川高等学校長			
[略]			[略]		
広木野教職員住宅	[略]	[略]	広木野教職員住宅	[略]	[略]
貫原教職員住宅	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所	県立五ヶ瀬中等教育学校長			

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第2号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第3（第10条関係）		別表第3（第10条関係）	
路線名	区 間	路線名	区 間
[略]		[略]	
県道浦城東海線	延岡市川島町 834番30地先から延岡市川島町1415番1地先まで	県道浦城東海線	延岡市東海町 199番5地先から延岡市川島町1415番1地先まで
[略]		[略]	
県道稲葉崎平原線	延岡市古川町 609番3地先から延岡市大貫町1丁目2965番1地先まで	県道稲葉崎平原線	延岡市古川町 609番3地先から延岡市大貫町1丁目2965番1地先まで
[略]		県道延岡港線	延岡市大武町1415番4地先から延岡市粟野名町 298番1地先まで
[略]		[略]	
県道宮崎島之内線	宮崎市橋通東2丁目1番地先から宮崎市旭1丁目82番2地先まで	県道宮崎島之内線	宮崎市橋通東2丁目1番地先から宮崎市旭1丁目82番2地先まで
[略]		県道佐土原停車場線	宮崎市佐土原町松小路7番4地先から宮崎市佐土原町松小路7番7地先まで
[略]		県道宮崎空港線	宮崎市大字赤江字飛江田 226番3地先から宮崎市大字本郷南方字田元 223番5地先まで
[略]		[略]	
県道日知屋財光寺線	日向市亀崎東4丁目43番地先から日向市大字財光寺1817番1地先まで	県道日知屋財光寺線	日向市亀崎東4丁目43番地先から日向市大字財光寺1817番1地先まで
[略]		県道土々呂日向線	東臼杵郡門川町大字加草字岡花 130番1地先から東臼杵郡門川町宮ヶ原1丁目55番地先まで
[略]		[略]	
都城市道山野原前目線	[略]	都城市道山野原・前目線	[略]
[略]		[略]	
都城市道都北旭線	[略]	都城市道都北311号線	[略]
[略]		[略]	

都城市道高木原 577号線	[略]	都城市道高木原 577号線	[略]
		都城市道平江・ 栄 100号線	都城市栄町 145番 3 地先から都城市栄町23 号 4 番地先まで
		都城市道小松原 ・栄町 102号線	都城市栄町27号 2 番 1 地先から都城市栄町 4466番 2 地先まで
		都城市道小松原 ・栄町 104号線	都城市栄町23号 4 番地先から都城市栄町23 号 4 番地先まで
延岡市道亀井通 線	[略]	延岡市道亀井通 線	[略]
		延岡市道緑ヶ丘 通線	延岡市別府町4441番 3 地先から延岡市緑ヶ 丘 1 丁目5017番 2 地先まで
		延岡市道二硫化 通線	延岡市中の瀬町 2 丁目5980番 1 地先から延 岡市中の瀬町 2 丁目5652番 1 地先まで
		延岡市道大武延 岡港線	延岡市大武町38番 2 地先から延岡市大武町 779番 1 地先まで
		延岡市道薬品工 場南通線	延岡市愛宕町 3 丁目4575番 1 地先から延岡 市愛宕町 3 丁目4252番 1 地先まで
		延岡市道愛宕通 線	延岡市別府町4445番 2 地先から延岡市愛宕 町 3 丁目4252番 3 地先まで
日向市道中央通 線	[略]	日向市道中央通 線	[略]
		日向市道日知屋 財光寺通線	日向市大字日知屋字耳川 17062番26地先か ら日向市大字財光寺字長江 356番 4 地先ま で
		日向市道長江池 線	日向市大字財光寺字長江 359番 1 地先から 日向市大字財光寺字菜切1251番地先まで
[略]		[略]	
日南市道上郷谷 之城線	[略]	日南市道上郷谷 之城線	[略]
		日南市道油津星 倉線	日南市岩崎 3 丁目18番地先から日南市吾田 東 2 丁目2121番 1 地先まで
国富町道田尻平 田線	[略]	国富町道田尻平 田線	[略]
		門川町道船越～ 秋の内線	東臼杵郡門川町大字加草字庵作 117番 5 地 先から東臼杵郡門川町大字加草字岡花 130 番 1 地先まで
		門川町道竹名～ 橋山原線	東臼杵郡門川町宮ヶ原 1 丁目67番 1 地先か ら東臼杵郡門川町大字門川尾末字堂ノ本 1 0465番 1 地先まで
		門川町道竹名～ 淀原線	東臼杵郡門川町大字門川尾末字堂ノ本 104 65番 1 地先から東臼杵郡門川町大字門川尾 末字淀原 10835番12地先まで
[略]		[略]	

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県放置違反金に係る収納等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第 3 号

宮崎県放置違反金に係る収納等に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県放置違反金に係る収納等に関する規則（平成 18 年宮崎県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程 別記様式第 22 号 (その 1) に定める納入通知書とする。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程 別記様式第22号（その1）に定める納入通知書とする。

附 則

この規則は、令和2年3月31日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第2号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

令和2年3月30日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	2級	令和2年6月24日（水）午前9時30分から午後5時ころまで

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター

3 定員

30人（受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

令和2年4月13日（月）から4月24日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 雑踏の整理に関すること。
エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

- ア 雑踏の整理に関すること。
イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。
(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。
(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（電話番号0985-31-0110）に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第3号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和2年3月30日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
貴重品運搬警備	1級	令和2年6月26日（金）午前9時から午後5時ころまでの間
	2級	令和2年6月27日（土）午前9時から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

2 実施場所

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県警察本部

3 定員

各15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

(1) 1級

- 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの
ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

- イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの
- (2) 2級
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員
- 5 検定申請手続
 - (1) 受付期間
令和2年5月11日（月）から同年5月22日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 検定申請書等提出先
受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）
 - (3) 提出書類
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
 - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
 - エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
 - オ 貴重品運搬警備2級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面（1級検定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。）
 - カ 1級検定受検資格認定書（1級検定申請者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）
 - キ 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料
検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

- 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 7 検定の方法等
学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。
また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
- (1) 学科試験の内容
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）
 - オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
 - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）
 - ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他
 - (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
 - (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。雨天時には雨合羽等も持参すること。
 - (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外に使用しない。
 - (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

監査委員告示

宮崎県監査事務局の組織に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和2年3月30日

宮崎県監査委員

宮崎県監査委員告示第1号

宮崎県監査事務局の組織に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県監査事務局の組織に関する規程（昭和53年宮崎県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(分掌事務) 第3条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 監査第一課 (1)～(4) [略] (5)～(8) [略] 監査第二課 (1)～(4) [略] (職制) 第4条 [略]	(分掌事務) 第3条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 監査第一課 (1)～(4) [略] (5) 内部統制評価報告書の審査に関すること。 (6)～(9) [略] 監査第二課 (1)～(4) [略] (職制) 第4条 [略]

2 前項に規定する職のほか、監査事務局に、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	職 務
主 幹	上司の命を受けて、課の特定の事務を掌理する。
[略]	

2 前項に規定する職のほか、監査事務局に、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	職 務
主 幹	上司の命を受けて、課の特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。
[略]	

3 監査事務局に、必要に応じ、会計年度任用職員を置く。

4 会計年度任用職員は、上司の命を受けて、事務又は技術に従事する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 198条の 4 第 1 項の規定により、宮崎県監査基準を定めたのでここに公表する。

令和2年3月30日

宮崎県監査委員

宮崎県監査委員告示第2号

宮崎県監査基準

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この監査基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第 198条の 4 第 1 項の規定に基づき、監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為に関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第2条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、県の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び知事等に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第3条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 定期監査（法第 199条第 4 項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (2) 随時監査（法第 199条第 5 項） 監査委員が必要があると認めるときに、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (3) 行政監査（法第 199条第 2 項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (4) 財政援助団体等監査（法第 199条第 7 項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること
- (5) 決算審査（法第 233条第 2 項及び地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第30条第 2 項） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか、予算の執行又は事業の経営が効率的に行われているか審査すること
- (6) 現金出納検査（法第 235条の 2 第 1 項） 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること
- (7) 基金運用審査（法第 241条第 5 項） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること
- (8) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項） 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- (9) 内部統制評価報告書審査（法第 150条第 5 項） 知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たると判断が適切に行われているか審査すること

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第5条 監査委員は、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第6条 監査委員は、その職務を遂行するため、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（質の管理）

第7条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査実施時期、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査結果の復命として作成し、保存するものとする。

第3章 実施基準

（監査計画）

第8条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、毎会計年度、監査計画を策定するものとする。

2 監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施方針等を定めるものとする。

3 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

（リスクの識別及び対応）

第9条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第2項並びに第17条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

（内部統制に依拠した監査等）

第10条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（監査等の実施方法）

第11条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の実施方法を選択するものとする。

2 監査委員は、監査を行うに当たっては、原則として監査の対象となる機関に対し、監査の種別、期日等をあらかじめ通知し、併せて別に定める監査調書等の提出を求めるものとする。

（監査等の証拠入手）

第12条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の実施方法を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

（情報管理）

第13条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底しなければならない。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、適切に取り扱わなければならない。

（各種の監査等の有機的な連携及び調整）

第14条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

（監査専門委員、外部監査人との連携）

第15条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人との連携を図るものとする。

第4章 報告基準

（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出）

第16条 監査委員は、定期監査、随時監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出する

ものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第17条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 定期監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (2) 随時監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (3) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (4) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って行われていること
- (5) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であり、予算の執行又は事業の経営が効率的に行われていること
- (6) 現金出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること
- (7) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、知事から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること
- (8) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること
- (9) 内部統制評価報告書審査 知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

第18条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告(定期監査、随時監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。)の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- (7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第19条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容
(措置状況の公表等)

第20条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めよう努めるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。

代表監査委員訓令

宮崎県監査事務局処務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年3月30日

宮崎県代表監査委員 緒 方 文 彦

宮崎県代表監査委員訓令第1号

監査事務局

宮崎県監査事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮崎県監査事務局処務規程（平成24年宮崎県代表監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(事務局長の専決事項) 第3条 事務局長は、次に掲げる事務について専決処理する。 (1)～(5) [略] (6)～(9) [略]	(事務局長の専決事項) 第3条 事務局長は、次に掲げる事務について専決処理する。 (1)～(5) [略] <u>(6) 会計年度任用職員の任免に関すること。</u> <u>(7)～(10)</u>

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき令和元年12月23日から令和2年3月9日までの間に実施した監査（定期監査）の結果、同条第1項、第2項及び第5項の規定に基づき令和元年6月12日から令和元年12月11日までの間に実施した監査（随時監査）の結果及び同条第2項の規定に基づき令和元年5月28日から令和2年1月24日までの間に実施した監査（行政監査）の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和2年3月30日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
宮崎県監査委員 安 樂 健 一
宮崎県監査委員 徳 重 忠 夫
宮崎県監査委員 渡 辺 創

令和2年1月9日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知

事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和2年3月30日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
宮崎県監査委員 安 樂 健 一
宮崎県監査委員 徳 重 忠 夫
宮崎県監査委員 渡 辺 創

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人大塚孝一から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和2年3月30日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
宮崎県監査委員 安 樂 健 一
宮崎県監査委員 徳 重 忠 夫
宮崎県監査委員 渡 辺 創

選挙管理委員会規程

宮崎県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和2年3月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

宮崎県選挙管理委員会規程第1号

宮崎県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

宮崎県選挙管理委員会規程(昭和58年宮崎県選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後										
(職及び職務)	(職及び職務)										
第17条 [略]	第17条 [略]										
2 委員会に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に定めるとおりとする。	2 委員会に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に定めるとおりとする。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任書記</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職	職 務	主任書記	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任書記</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>会計年度任用職員</td> <td><u>上司の命を受けて、事務に従事する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	職	職 務	主任書記	[略]	会計年度任用職員	<u>上司の命を受けて、事務に従事する。</u>
職	職 務										
主任書記	[略]										
職	職 務										
主任書記	[略]										
会計年度任用職員	<u>上司の命を受けて、事務に従事する。</u>										

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和2年3月2日現在次のとおりである。

令和2年3月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,245人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 214,030人

宮崎県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和2年3月2日現在次のとおりである。

令和2年3月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

宮崎市選挙区 110,877人

都城市選挙区 45,132人

延岡市選挙区 34,289人

日南市選挙区	14,943人
小林市・西諸県郡選挙区	15,308人
日向市選挙区	16,905人
串間市選挙区	5,178人
西都市・西米良村選挙区	8,832人
えびの市選挙区	5,460人
北諸県郡選挙区	6,875人
東諸県郡選挙区	7,511人
児湯郡選挙区	19,215人
東臼杵郡選挙区	7,873人
西臼杵郡選挙区	5,686人

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第129号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、カサゴの採捕について、次のとおり指示する。

令和2年3月30日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

宮崎県の地先海面においては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、全長18センチメートル以下のカサゴの採捕を禁止する。ただし、試験研究等を目的とする採捕であって、宮崎海区漁業調整委員会が認めた場合は除く。

--	--